

公立大学法人埼玉県立大学の役員報酬基準の変更について

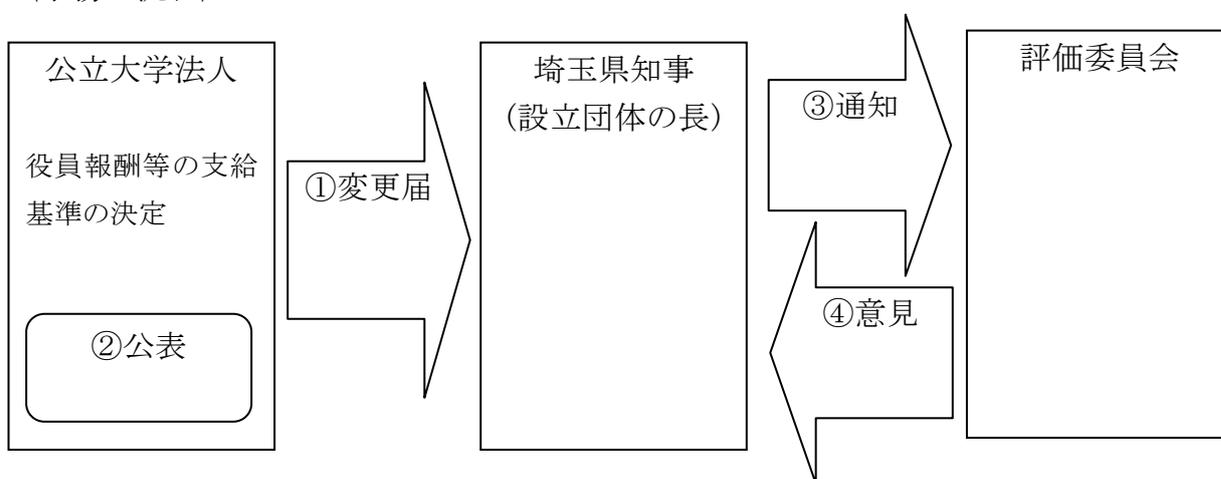
1 趣 旨

平成25年6月25日付け埼玉県大第386号で公立大学法人埼玉県立大学理事長から埼玉県知事に対して、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する同法第48条第2項の規定により役員報酬基準の変更について届け出があった。

このため、同法第56条第1項において準用する同法第49条第1項の規定により評価委員会に通知したものを。

評価委員会は、通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、知事に対して意見を述べることができる。

〈事務の流れ〉



2 変更の概要について

(1) 規則名：「公立大学法人埼玉県立大学役員報酬規則」

(2) 施行日：平成25年7月1日

(3) 内 容：

平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間においては、常勤役員の報酬の額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による報酬の額からその100分の10に相当するが額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

〈参考〉

第3条 常勤の役員に対する報酬は、次のとおりとする。

区分	報酬の額（月額）
理事長	1,050,000円を上限として理事長が定める額
理事	750,000円を上限として理事長が定める額

公立大学法人埼玉県立大学役員報酬規則

平成22年4月1日
規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関して必要な事項を定めるものとする。

(常勤役員の報酬)

第2条 常勤の役員には報酬を支給するものとする。ただし、職員が役員を兼ねるときは、役員の報酬は支給しない。

(常勤役員の報酬の額)

第3条 常勤の役員に対する報酬は、次のとおりとする。

区分	報酬の額（月額）
理事長	1,050,000円を上限として理事長が定める額
理事	750,000円を上限として理事長が定める額

(報酬の支払い)

第4条 常勤の役員の報酬の支給方法は、職員の給与の支給方法の例による。

(旅費)

第5条 常勤の役員の旅費については、職員に支給する額に相当する額を、職員の例により支給する。

(常勤役員の期末手当)

第6条 常勤の役員には、報酬月額及びその報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月にあつては100分の140、12月にあつては100分の155を乗じて得た額を期末手当として支給する。ただし、在職期間が6月未満の場合にあつては、本文に規定する額に、その者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額をもって期末手当の額とする。

- 一 5月以上6月未満 100分の80
- 二 3月以上5月未満 100分の60
- 三 3月未満 100分の30

2 前項の期末手当の額は、埼玉県地方独立行政法人評価委員会が行う業務の実績に関する評価の結果及び当該役員の業務の実績等を総合的に勘案して、これを増額し、又は減額することができる。

(常勤役員の退職手当)

第7条 常勤の役員が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。

2 前項に規定する退職手当の額は、その在職した月1月につき退職する日における報酬月額の100分の12.5を乗じて得た額とする。

3 前項の役員に対する退職手当の額については、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

4 役員の退職手当の支給については、前3項に定めるもののほか、職員の退職手当支給の例による。

(非常勤役員の報酬)

第8条 非常勤の役員が理事会等に出席したときは、報酬を支給することができる。

2 前項の報酬の額は1日につき30,000円とする。

(非常勤役員の費用弁償)

第9条 非常勤の役員が理事会等のため旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、職員に支給する旅費に相当する額とする。
- 3 費用弁償の支給については、前2項に定めるもののほか、職員の旅費の支給の例による。
(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な事項は、規程で定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(常勤役員の期末手当の額の特例)
- 2 常勤役員の期末手当の額は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間は、第6条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による期末手当の額からそれぞれその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
(常勤役員の期末手当の額の特例)
- 2 附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(常勤役員の期末手当の額の特例)
- 2 附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。
(常勤役員の報酬の額の特例)
- 2 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間においては、常勤役員の報酬の額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による報酬の額からその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。